地

京都市地域活性化総合特区[指定:平成23年12月、認定:平成25年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i)+ii)の平均値

(3.4+3.0)/2=3.2

С

i)取組の進捗(下記より該当するものを選択)

□目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	京都で感動した観光客の数	С
2	年間観光消費総額	Α
3	年間入洛外国人観光客数	С
4	年間コンベンション開催件数	С

→ | 八替指標に基づく進捗度(当年度実績)

Ì	進 捗
A((5点)
В	(4点)
C((3点)
D((2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度

| 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

	進捗
ĺ	A(5点)
ĺ	B(4点)
ĺ	C(3点)
ĺ	D(2点)
ĺ	E(1点)

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値

 $(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 3 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 3.5$

1)... 3.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「京都で感動した観光客の数」については、目標値を単なる入洛観光客数だけでなく、満足度を含めた目標値にするよう工夫 している。
- ・「年間観光消費総額」については、目標設定の考え方は概ね妥当と言えるが、単純に「観光客数×一人あたり消費額」で算出するのではなく、宿泊・飲食等々「部門毎に」算出する方策を工夫するべきではないか。
- ・「年間入洛外国人観光客数」については、外国人観光客数を26年に400万人にするという数値目標の根拠があいまいではないか。
- ·「年間コンベンション開催件数」については、昨年度も未達成であることから、今後の目標値の実現可能性について疑問が残る。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する

2... -0.1

i)の評価 ①+②

3.4

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。 (評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
- (例)評価指標1について、a, b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	
A(5点)	
B(4点)	
C(3点)	
D(2点)	
E(1点)	

番号	評価指標	専門家評価
1	京都で感動した観光客の数	С
2	年間観光消費総額	С
3	年間入洛外国人観光客数	С
4	年間コンベンション開催件数	С

(専門家所見(主なもの))

- ・「京都で感動した観光客の数」の要因分析及び方向性は妥当なものと言える。
- ・「年間観光消費総額」については、京都の地域資源を最大限に活用したMICE誘致を継続して実施できる取組に重点を置くとともに、免税制度の規制緩和にともなうショッピングツーリズムの拡大に向けた体制構築により、さらなる消費額の拡大を期待したい。
- ・「年間入洛外国人観光客数」については、受入れ環境整備の解消について実現可能性はどのようなものか。海外拠点での情報発信、MICE誘致、富裕層市場への対応などは適正である。
- ・「年間コンベンション開催件数」については、過去のオリンピック・パラリンピックの開催決定により、その国の大型MICE開催数が増加する傾向にある。京都の魅力を最大限活用した誘致に期待したい。

ii)の評価

評価指標毎の評価の平均値

 $(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 4 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 3.0$

3.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii)の平均値 (3.5+4.2)/2=3.9 **B**

i)-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

- [■規制の特例措置を活用した事業]
- ●特定伝統料理海外普及事業(法務B001)

(概要)

・在留資格「特定活動」において、外国人が、日本国内の料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技術を習得するための活動は認められていないが、特例により、総合特区の特区内において、特定伝統料理の海外への普及を図ることを目的として、新たに特定調理活動を行うことを可能とする。

(規制所管府省(法務省)の評価)

・特例措置の効果が認められる

(専門家所見(主なもの))

・域内における外国人料理人の受入個所をさらに拡大することにより、更なる京料理の海外情報発信に期待したい。

3.2

i)-② 財政·税制·金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・平成25年度に20件の金融支援の実績があり、評価に値する。

3.8

i)-① + i)-② の平均値(注)

(3.2+3.8)/2=3.5

3.5

ii)地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・地域のまちづくり、環境整備、施設管理、景観整備などに向けた多くの事業が実施された。結果として、観光客の増加、満足度の向上につながったと考えられる。

4.2

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価(I~Ⅱ)

(3.2+3.9)/2+0.20=3.8

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・目標に対してどの程度効果が上がったのかを測ることは難しいが、行われている事業は、それぞれに必要とされていることが多く、事業の成果は出ていると推測される。

・総合特区としての取組みに加え、地域内で様々な事業が展開されている。国内観光地トップクラスのポテンシャルを有する京都において、自然増だけでなく、特区としての取組みによる効果を期待したい。特に、特例措置を有効に活用した新たな需要の創造に期待したい。目標数値の進捗には、やや不十分な点があるため、改善する必要がある。

B

このため、I 及び II の平均値(3.55)に上記所見を加味(+0.20)し、総合評価結果をB(3.8)とする。

(注) i) -①、i) -②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数を i)の点数とする。